

ふるさとへぐり再発見

古代の区画整理「じょうりせい条里制」

15



古代の農地造成事業である「じょうりせい条里制」は、全国的に実施され現在までその土地区画が引き継がれています。

奈良時代にこの開発が始められたようですが、平安時代にも引き続き整備が続けられています。

これは、109mの正方形の土地(坪)を6×6に並べ、36枚を一区画としたものです。

南北の並びを「じょう条」、東西の並びを「り里」と呼び、何条何里何坪でその所在を示します。

条里制の実施は、ほうかくちわり方格地割の施工と地番表示を行うことにより耕作地の管理を統一するためと考えられています。

平群谷に残る条理は内平群条理と呼ばれ、平安時代の書物に出てきます。

これは、奈良盆地の条里とは違った方向と呼び方をしたもので、東西3条、南北5里の存在がわかります。

しかし、すべてが整地されているのではなく、地形に左右され、自然のままのところもかなりあります。

このような条里は、特殊条里、小規模条里と呼ばれ、条里地割が全国的に施工される以前の地割形態をとどめているとする説もあります。

内平群条理については古くより研究され、図のような復元案が出されています。

過去の研究は、地図・地籍図・航空写真等をもとにしたもので、今後は発掘調査による裏づけが必要となります。

竜田川の東岸、三里から椿井にかけては現在も条里制が美しく残っており、この土地区画が千年以上もの間続いているのです。

内平群条里復元模式図

